



JASDAQ

平成22年5月13日

各位

会社名 株式会社エイジス
代表者の役職名 代表取締役社長 齋藤昭生
(JASDAQ・コード番号 4659)
問い合わせ先 経営企画室長 平石智之
TEL 043-350-0888

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年6月29日開催予定の第33回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

変更の理由につきましては、次のとおりであります。

- (1) 当社は、第33期(平成22年3月期)末現在、会社法第2条第6号に規定されている大会社には該当しておりませんが、上場企業として行動規範の遵守およびコーポレートガバナンスの強化を目的として監査役会を設置するため、所要の変更を行うものであります。
(変更定款案第31条から第41条まで、変更定款案第45条)
本変更には、企業規模を考慮して監査役の員数を制限する旨の規定および社外監査役につき、将来にわたり有能な人材を招聘し、期待された役割を十分発揮することができるようになるため、会社法第427条第1項の規定に従い社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定の新設が含まれております。
- (2) 当事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。(変更定款案第2条)
- (3) インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を規定するものであります。(変更定款案第4条)
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役全員が同意し、監査役が異議を述べない場合には、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更定款案第26条)
- (5) 上記のほか、規定内容の明確化を目的とした表現の変更、関係法令に合わせた用語の変更、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年6月29日(火)(予定)
定款変更の効力発生日	平成22年6月29日(火)(予定)

以上

(別 紙)

(下線の部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 実地棚卸サービスの提供 (2) コンピューターによる資産棚卸システムのハード及びソフトの開発と実施 (3) マーケティングデータの提供と分析 (4) 商品販売時点情報管理システムのハード及びソフトの販売及び運用の支援 (5) 上記サービスにかかわるフランチャイズ加盟店への技術の提供と指導 (6) 実地棚卸サービスにかかわる機械、器具の卸・小売・リース及び輸出入 (7) 損害保険代理業務 (8) 前各号に付随する一切の業務 (公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第2章 株 式 (単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。 (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。 (代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集通知の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第1章 総 則 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 実地棚卸サービスの提供 (2) コンピューターによる資産棚卸システムのハードおよびソフトの開発と実施 (3) マーケティングデータの提供と分析 (4) 商品販売時点情報管理システムのハードおよびソフトの販売および運用の支援 (5) 上記サービスにかかわるフランチャイズ加盟店への技術の提供と指導 (6) 実地棚卸サービスにかかわる機械、器具の卸・小売・リースおよび輸出入 (7) 損害保険代理業務 (8) 不動産の賃貸業務 (9) 前各号に付随する一切の業務 (公告方法) 第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第2章 株 式 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第18条 当社は、取締役会を置く。 (代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 (現行どおり) 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(下線の部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
【新設】 第 26 条 〃 (条文省略) 第 28 条 (社外取締役の責任限定契約) 第 29 条 当社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。 第 5 章 監査役 (監査役の設置) 第 30 条 当社は監査役を置く。 (監査役の員数) 第 31 条 当社の監査役は、3 名以内とする。 第 32 条 〃 (条文省略) 第 33 条 (常勤監査役) 第 34 条 監査役は、互選により常勤監査役を選定する。 【新設】 【新設】 【新設】 第 35 条 (条文省略) 【新設】	(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、会社法第 3 7 0 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 第 27 条 〃 (現行どおり) 第 29 条 (社外取締役の責任限定契約) 第 30 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。 第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第 31 条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数) 第 32 条 当社の監査役は、3 名以上 4 名以内とする。 第 33 条 〃 (現行どおり) 第 34 条 (常勤の監査役) 第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知) 第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議の方法) 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) 第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (監査役会規程) 第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 第 40 条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定契約) 第 41 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(下線の部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第 <u>36</u> 条 当社は会計監査人を置く。 第 <u>37</u> 条 ↳ (条文省略) 第 <u>38</u> 条 (会計監査人の報酬等) 第 <u>39</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役（監査役が2名以上いるときは、その過半数）</u>の同意を得て定める。 (会計監査人の責任限定契約) 第 <u>40</u> 条 当社は会社法第4 2 7条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第4 2 3条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。 第7章 計 算 第 <u>41</u> 条 ↳ (条文省略) 第 <u>44</u> 条	第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第 <u>42</u> 条 当社は、<u> </u>会計監査人を置く。 第 <u>43</u> 条 ↳ (現行どおり) 第 <u>44</u> 条 (会計監査人の報酬等) 第 <u>45</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 (会計監査人の責任限定契約) 第 <u>46</u> 条 当社は、<u> </u>会社法第4 2 7条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第4 2 3条第1項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。 第7章 計 算 第 <u>47</u> 条 ↳ (現行どおり) 第 <u>50</u> 条

以 上